

京都メカニズムの活用に対する支援とインフラ整備（案）

平成15年3月
経済産業省

アジェンダ

．支援パッケージ

- 1 ．背景と経緯 . . . P 3
- 2 ． C D M / J I 事業実施の現状 . . . P 4
- 3 ． キャパシティビルディング支援 . . . P 8
- 4 ． ファイナンス支援 . . . P 1 0
- 5 ． リスク回避支援 . . . P 1 2
- 6 ． 第三者認証機関 O E の人材育成 . . . P 1 3

．京都メカニズムを通じて取得したクレジットに係るインフラ整備

- 1 ． 目的 . . . P 1 4
- 2 ． 会計的考察 . . . P 1 5
- 3 ． 国別登録簿 . . . P 1 6
- 4 ． クレジット（排出削減量）取引・移転試行事業 . . . P 1 9
- 京都メカニズム活用に関する経済産業省の施策パッケージ . . . P 2 5

支援パッケージ

1. 背景と経緯

地球温暖化対策推進大綱(2002年3月)で定められているとおり「京都議定書の約束を費用効果的に達成するためには、京都メカニズム・・・を適切に活用していくことが重要である。」

とりわけ、2000年時点で開始されている事業も対象となる等、第1約束期間(2008年～2012年)以前から早期実施が可能となっている共同実施(JI)及びクリーン開発メカニズム(CDM)プロジェクトについては、民間事業者等が自らの削減目標を費用効果的に達成するために積極的な活用が期待されている。

これまでの市場メカニズム専門委員会においては、民間事業者等の京都メカニズム活用プロジェクトをより円滑に推進するにあたって、ホスト国及び投資国の政府の体制及び、CDM/J事業の実施そのものに、様々なリスクが内在するため、それらのリスクを軽減するための公的な支援措置が必要であるとの議論があった。

2.CDM/JI事業実施の現状

(1)-1京都メカニズムヘルプデスクへの相談案件

京都メカニズムヘルプデスク設置(平成13年11月)以降、具体的プロジェクトについては、約70件(うちCDM約50件、J約20件)の相談が寄せられている。

政府の「京都メカニズム活用連絡会」(地球温暖化対策推進本部の下部組織)に於いて、承認指針(2002年10月)に則って政府承認を受け、実際にプロジェクトとして事業が開始されている案件は以下の2件。(いずれも、申請受理省庁、プロジェクト支援担当省庁は経済産業省。)

【承認案件】

1) 熱電供給所省エネルギーモデル事業(実施国:カザフスタン(JI))

申請者:新エネルギー産業技術総合開発機構(NEDO)

概要:カザフスタンにおいて、高効率のガスタービン導入を進めること等により、発電及び熱供給の効率を高めることで、約6.2万ト/年(2008年~2012年)のCO₂排出削減を行う。

2) V&M Tubes do Brazil燃料転換プロジェクト(実施国:ブラジル(CDM))

申請者:豊田通商株式会社

概要:ブラジルにおける鉄鋼生産活動について、コークスの代わりに持続可能に生産された木炭を使用すること等により、約113万ト/年(2001年~2022年)のCO₂排出削減を行う。

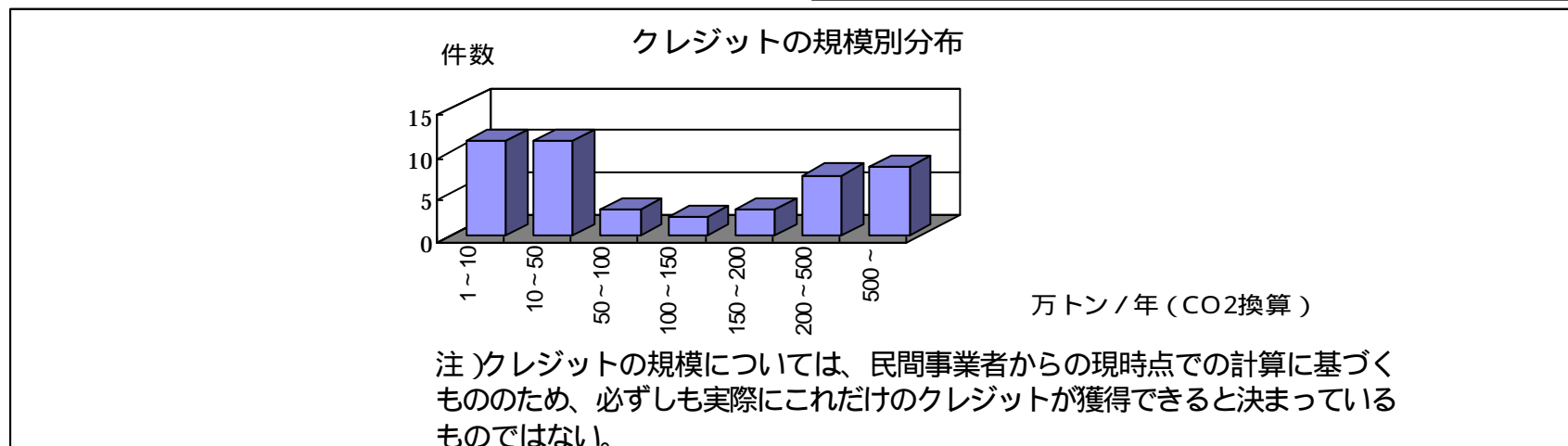
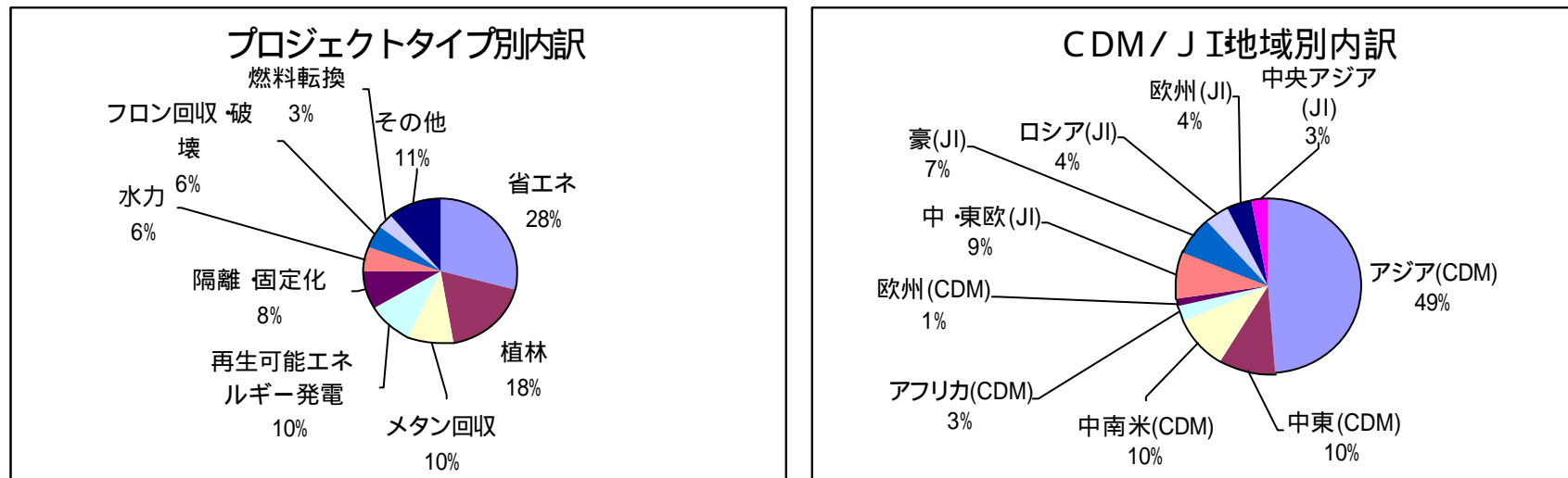
(1)-2相談案件の特徴

これまでヘルプデスクに寄せられた具体的案件を整理すると概ね以下のとおり。

特徴としては、

エネルギー起源CO2対策(省エネ、新エネ、燃料転換等)が全体の約5割を占める
地域別内訳で見ると、アジアでのCDM案件が全体の約5割を占める、

等が挙げられる。



(2)-1課題

そうした中で、現時点においてCDM/JIプロジェクトが必ずしも円滑に事業化されていない原因は、これまでの市場メカニズム専門委員会での議論やヘルプデスクへの相談内容等を踏まえれば具体的には以下の4つが考えられるのではないかと。

途上国政府の承認体制・手続の未整備やCDM/JIプロジェクトへの認識・理解が不十分なためにプロジェクトをCDM/JIとして進めていくことが困難。

将来のクレジット価格等不確定要素が、通常のコマーシャルベースのプロジェクトよりも多いと考えられるため、CDM/JI実施に必要なファイナンスを十分確保できない。

CDM/JIプロジェクトに係る制度は未だ十分に整備されていないため、プロジェクト実施リスクが通常のコマーシャルベースのプロジェクトよりも大きいと考えられるが、諸リスクを回避・軽減する手段(保険等)が十分確保できない。

実際に行われる京都メカニズム活用プロジェクトに対して、認証を行う第三者認証機関(Operational Entity)の専門家となる人材・経験が不十分であり、事前の事業性判断等を客観的に得られにくい。

(2)-2課題

既に、国際的にはクレジット獲得を費用効果高く達成できる可能性が高い、良質なプロジェクトの獲得競争が始まっているため、現時点から、積極的にCDM/Jプロジェクトの確保・実施に取り組む必要がある。

【参考】

世銀PCFによるプロジェクト実施数と購入予定クレジット

	件数	獲得金額	PCF購入予定クレジット量
PDD有効化及び削減クレジット購入契約タームシートに合意されたもの	14件	35.1百万ドル	947万t-CO ₂
ファンドマネージメント委員会及び出資者会議により最終ステージ(上)に進めることに合意されたもの	12件	70.7百万ドル	2,252万t-CO ₂
合計	26件	105.8百万ドル	3,199万t-CO ₂

オランダCERUPT/ERUPTによるプロジェクト実施数と購入予定クレジット

	件数	獲得金額	購入予定クレジット量
ERUPT	8件	52.0百万ユーロ	849万t-CO ₂
CERUPT(入札は行われたが購入契約には至っていない)	(26件)	未定	(3,200万t-CO ₂)

かかる現状を踏まえ、京都メカニズムを活用するプロジェクトへの包括的な支援策として、2003年度の予算措置等の財政措置をはじめとした支援パッケージをとりまとめることとした。

3. キャパシティ・ビルディング支援 (課題 への対応)

CDMの円滑な実施を図ると共に、ひいてはアジアにおける持続可能な発展に資することを目的に、省エネ技術、CDMに関する日本の知見、国際協カスキームを活用した能力向上支援 (キャパシティ・ビルディング)を計画。

昨年 8月末の「持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD)」の際に、アジアでのCDM関連キャパシティ・ビルディングをType II文書として登録。主な支援対象は、東アジアを中心とした各国の京都議定書関係政府機関の職員等。

2002年には、主要各国との対話を行いながら、ニーズの把握を行い、2003年以降、1月のASEAN・CDMセミナー (ジャカルタ)を皮切りに、順次支援を行う予定。(主な実績・今後のスケジュール及び相手国政府のCDMに関する検討状況等に関する詳細については次頁表を参照のこと。)

(参考) 従来の実績等

相手国	主な活動(実績、今後の予定)	相手国政府の検討状況等
中国	・2003年4月以降に CDM セミナーを開催予定。	<ul style="list-style-type: none"> ・批准済み(2002年8月30日) ・現在、國務院に承認体制、手続き、基準等について上程中。早くは3月末、遅いと6月になる見通し。以下は上程中の案。 ・関係機関: 国家気候変化対策協調小組 国家 CDM プロジェクト審査理事会 国家 CDM プロジェクト管理センター ・申請先: 上記管理センター ・関係省庁: 国家発展計画委員会、科学技術部(以上が主管部)、外交部、経済貿易委員会(以上が副主管部)、環境保護総局、気象局、財政部及び農業部。
インド	・調整中	<ul style="list-style-type: none"> ・批准済み(2002年8月26日) ・承認体制はすでに機能。暫定承認が数件のプロジェクトに対して与えられている。 ・関係機関: 環境森林省 関係省庁委員会 担当省庁 ・申請先: 環境森林省ないし担当省庁 ・関係省庁: 環境森林省、電力省、非在来型エネルギー省、科学技術庁、石炭局、工業局、石油保存調査協会、タタ・エネルギー研究所、代替開発、科学環境センター
インドネシア	・調整中	<ul style="list-style-type: none"> ・未批准 ・承認体制の案はあるものの、組織設立のための大統領令待ちの状態。下記 NCCC で批准を議論してから、CDM の承認体制について整備が図られる模様。 ・関係機関: 国家気候変動委員会(NCCC) CDM 委員会・CDM クリアリングハウス 部門別WG ・関係省庁: 環境省、エネルギー・鉱物資源省、産業貿易省、国家開発計画庁
マレーシア	・調整中	<ul style="list-style-type: none"> ・批准済み(2002年9月4日) ・承認体制はすでに整備。申請案件が1件国家気候変動運営委員会に承認レター発行を要請中(1月15日時点)。 ・関係機関: 国家気候変動運営委員会、国家 CDM 委員会、技術委員会(エネルギー、森林) ・申請先: 国家 CDM 委員会 ・関係省庁: 科学技術環境省、エネルギー・通信・マルチメディア省、運輸省、第一次産業省、経済企画庁
フィリピン	・調整中	<ul style="list-style-type: none"> ・未批准 ・承認体制未整備。現在は、気候変動問題全般に関する関連委員会(ACC)で批准に関する議論を行っているとともに、CDM の承認体制についてもここで議論されている。 ・関係機関: National CDM Authority(設立予定) ・関係省庁: 環境天然資源省、エネルギー省、科学技術省、投資委員会
タイ	・2003年3月26日に CDM セミナーをバンコクで開催。	<ul style="list-style-type: none"> ・批准済み(2002年8月28日) ・現在、機構改革後の人事異動が一段落したのを受け、CDM に関するワーキンググループを再開予定。国家 CDM 機関の正式な設立はこれから。 ・関係機関: 閣議 国家 CDM 機関(National Authority on CDM)、国家気候変動委員会(National Committee on Climate Change) CDM に関するワーキンググループ(国家 CDM 機関と国家気候変動委員会の関係は不明) ・申請先: 未定(おそらく天然資源環境省となると思われる) ・関係省庁: 天然資源環境省(DNA)、工業省
ベトナム	・2003年5月末以降に CDM セミナーをホーチミンで開催予定。	<ul style="list-style-type: none"> ・批准済み(2002年9月25日) ・現在、CDM の体制案を天然資源環境省が中心に作成中。3月中には結論が出る見込み。 ・関係機関: 国家 CDM 委員会。構成メンバーは、天然資源環境省(議長)、工業省、農業開発省、科学技術省、投資計画省、財務省、プロジェクトに詳しい専門家(大学、研究機関)。ただし、メンバーは設立が認められた後人選を開始するので現時点では未確定。 ・関係省庁: 天然資源環境省、工業省、農業開発省、科学技術省、投資計画省、財務省
マルチ	<ul style="list-style-type: none"> ・2003年1月15日に ASEAN・CDM セミナーをインドネシア・ジャカルタで開催。 ・2003年6月9日~7月28日にかけて CDM 政策担当者研修コースを日本にて実施。 	

4. ファイナンス支援（課題 への対応）

(1) 事業補助（19億円）

NEDOを通じて、CDM/JI事業費用の4分の1を補助する。15億円分はエネルギー関係プロジェクト向け。4億円分は非エネルギー関係（メタンや代替フロン等3ガスの回収等を想定）プロジェクト向け。

当該補助を受けたプロジェクトを通じて取得された排出削減量（いわゆるクレジット）は一義的に実施事業者に帰属することが適当である。

しかし、当該補助は、海外での温室効果ガス排出削減による国際貢献を通じた我が国の京都議定書目標の達成（その施策の一環である産業界の自主行動計画の達成も含む）に資することが目的であるため、その目的・趣旨に反しないよう補助金運用の際には、例えば以下のような要件を考慮することが考えられるのではないか。

取得クレジットの海外転売は行わないこと

自主行動計画の達成にクレジットを用いる場合には、約束期間終了時点においてクレジットを保有する事業者自ら当該クレジットをretirement account（償却口座 遵守を確認する口座）に移転すること

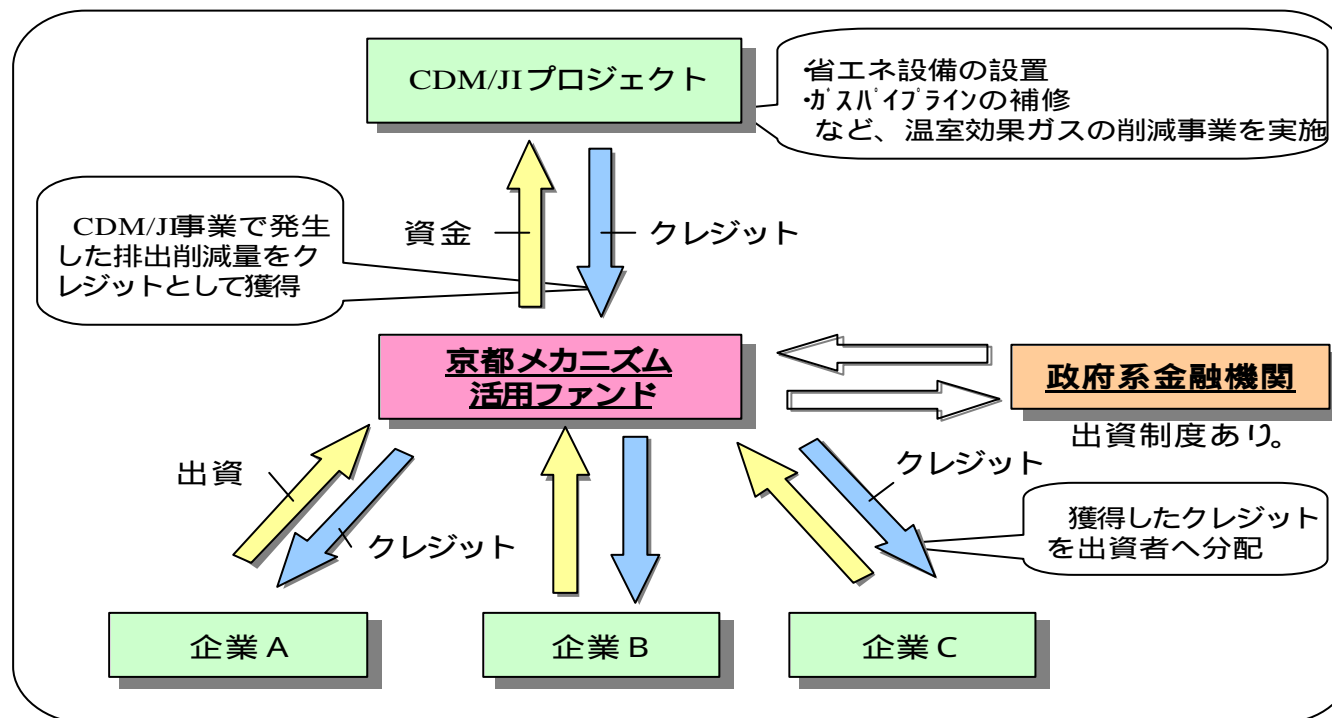
転売による収益の取扱い等クレジット移転にかかるトラッキング方法を確立する必要があるため、取得クレジットの国内での転売は当面は困難

公的支援を受けて取得されたクレジットの一部分の取扱いについては、政府口座への移転等を行うこと

(2) 京都メカニズム活用ファンド設立

民間資金を中心としてカーボンファンドが創設されることは、費用効果的に排出削減クレジットを獲得するための一つの手法として有効であり、こうした取り組みに期待。なお、カーボンファイナンスには相応のリスクも伴うことから、政府系金融機関から一部出資することも検討（一部、2003年度の財政投融资制度によって手当済）。

京都メカニズム活用ファンドの設立について



5. リスク回避支援（課題 への対応）

(1) 債務保証（省エネ・リサイクル支援法改正）

省エネ・リサイクル支援法を改正し、CDM/J事業（エネルギー起源CO2の排出抑制事業を対象）に必要な資金の借入に係る債務について、独立行政法人NEDOによる債務保証措置を新たに追加（平成15年10月施行予定）。債務保証を受けようとする事業者は省エネ・リサイクル支援法に基づく事業計画を作成し、主務大臣の承認を得ることとなる。

(2) 貿易保険の活用

2002年8月の市場メカニズム専門委員会では、「排出量取引を含むCDM/JI事業について貿易保険を付保することを検討する」こととされ、具体的には、「本邦企業の投資先企業（事業）が京都メカニズムホスト国の契約不履行により排出量を取得できないことに起因して損失が生じる場合についても、『政府の契約違反リスク』として貿易保険を引き受けられるよう運用の改善を検討する」こととされた。

これを受け、2002年10月1日に独立行政法人日本貿易保険において海外投資保険の制度見直しを行い、投資先国の政府との間で結んだ契約について、相手国政府側による契約違反や一方的な破棄があった場合に受けた損失についても、特約を付すことにより、てん補することとした。

今後、京都メカニズムに係る具体的スキームを踏まえ、CDM/JIに該当する具体的な事業に即して、個別に貿易保険の付保を検討する。

資料4 「CDM/JI事業への貿易保険制度の活用」（（独）日本貿易保険）参照

6 . 第三者認証機関O E の人材育成（課題 への対応）

人材育成事業の実施及びクレジット（排出削減量）取引・移転試行事業等を通じた実践的ノウハウの一層の蓄積（後述）。

O E 信任のためのガイドラインにおいて、O E には、事業活動を行うために必要な保険による担保を有していること、事業活動に伴う法的、資金的責任をカバーする手当ができていること等が求められているが、O E の事業活動（認証等）に伴って生じるリスクを回避する手段（保険等）は十分整備されていないのが現状。

今後の課題として、O E の事業活動に伴うリスクを回避する手段（保険等）を民間主導により早急に整備することが必要ではないか。